

豊岡演劇祭公式ロゴマーク利用規程

豊岡演劇祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）以外の者が豊岡演劇祭の公式ロゴマーク（以下、「ロゴ」という。）を利用する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

1 利用基準

ロゴは、次の基準を全て満たす場合に利用することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (2) 豊岡演劇祭の広報効果が期待できること。
- (3) 豊岡演劇祭のブランドイメージを損なわないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動または売名を目的としていないこと。
- (5) 商業利用の場合は豊岡演劇祭応援コインを利用して購入できるようにすること。

2 ロゴに関する権利

ロゴに関する一切の権利は、実行委員会に属する。

3 申請手続き等

- (1) 申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ所定の申請書に次の資料を添えて実行委員会に提出し、許諾を得なければならない。
 - ① 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - ② ロゴの利用イメージがわかる企画書または完成見本等
 - ③ その他、実行委員会が必要と認めるもの
- (2) 利用が認められた者については、実行委員会からロゴのデータを提供する。
- (3) 以下の者がロゴを利用する際は上記申請書等の提出を省略することができる。ただし、この場合であっても「1 利用基準」に従うものとする。
 - ① テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が報道を目的として利用する場合
 - ② 実行委員会の構成団体またはパートナー企業が広報を目的として利用する場合
 - ③ 実行委員会の委託を受けて実施する事業等（実行委員会が支援する公演を含む。）に関連して製作する資料や物品に利用する場合

4 利用の許諾と制限

- (1) 実行委員会は、ロゴの利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が「1 利用基準」を満たすと認めるときは、利用を許諾することができる。
- (2) 実行委員会は必要があると認める場合には、ロゴの利用方法、デザイン、その他について、条件を付すことができる。
- (3) 実行委員会は、利用許諾を行ったときは、許諾番号を申請者へ通知する。
- (4) 実行委員会は、必要に応じて許諾後の利用状況について報告を求めることができる。報告の求めに応じない場合は、ロゴの利用を認めないものとする。

5 利用料

ロゴの利用料は無料とする。

6 利用上の遵守事項

利用の許諾を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途のみに利用し、他の用途には利用しないこと。
- (2) 別途定める「豊岡演劇祭公式ロゴマークマニュアル」の規格に則って利用すること。
- (3) ロゴを利用した商品等の完成品を実行委員会に提出すること。ただし完成品の提出が困難な場合は、そのサンプルまたは画像データの提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 利用許諾を受けた権利やロゴのデータ等を第三者に提供しないこと。
- (5) 利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ実行委員会の許諾を受けること。
- (6) ロゴを利用した商品等を豊岡演劇祭の会場で展示または販売する等、豊岡演劇祭の開催に可能な範囲で提携・協力すること。

7 利用許諾の取り消し

実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾を取り消し、利用許諾を受けた者に対し、ロゴを利用した商品等の回収等の措置を請求することができる。利用許諾を受けた者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日からロゴを利用することはできないものとする。

- (1) 利用許諾を受けた者がこの規程に違反した場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他ロゴの利用継続が不相当であると認められた場合

8 損失補償等の責任

- (1) 実行委員会は、ロゴの利用を許諾したこと、または利用許諾を取り消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 利用許諾を受けた者がロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理する。
- (3) 利用許諾を受けた者がロゴの利用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2022年1月4日から施行する。
- 2 この規程の施行日までに申請のあったロゴの利用に係る手続きその他の行為は、なお従前の例による。